

大阪市規則第89号

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成20年大阪市規則第169号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
（特別休暇） 第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。 [(1)～(6の2) 略] <u>(6の3) 臨時的任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 任用の期間 6月につき2日を超えない範囲内で必要と認める期間</u> [(7)～(17) 略] 2 第6条第2項及び第3項の規定は、<u>前項第6号の3、第8号の2</u>、第11号の2及び第12号の2から第14号までの規定による特別休暇に準用する。	（特別休暇） 第8条 [同左] [(1)～(6の2) 同左] [新設] [(7)～(17) 同左] 2 第6条第2項及び第3項の規定は、<u>前項第8号の2</u>、第11号の2及び第12号の2から第14号までの規定による特別休暇に準用する。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。